

<第9条（名称の使用制限）>

- 第9条は、認定こども園の名称の使用制限を規定するものである。
- 認定こども園でないものが、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いることにより、住民に不利益を及ぼすことのないようにするため、認定こども園という名称の使用制限を規定し、違反した者については罰則の対象とするものである。
- 「認定こども園」と紛らわしい名称には、「認定」に類する語と「こども園」に類する語を組み合わせ使った場合が該当する。
具体的には「認定子ども園」「認可こども園」「公認こども園」等の名称が紛らわしい名称に該当する。

<第10条（認定の取消し）>

○ 第10条は、認定こども園の認定の取消について規定するものである。

[第1項]

○ 都道府県知事は、以下のいずれかに該当する場合には、認定こども園の認定を取り消すことができる。

- ①認定こども園が、第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- ②認定こども園の設置者が、第6条第2項の規定による認定こども園である旨の表示をしていないとき。
- ③認定こども園の設置者が、第7条第1項の規定による変更の届出を行わなかったとき又は当該変更について虚偽の届出を行ったとき。
- ④認定こども園の設置者が、第8条第1項又は第2項の規定による運営状況に関する報告を行わなかったとき又は虚偽の報告を行ったとき。
- ⑤認定こども園の認定を受けた私立保育所の設置者が、
 - ・第13条第3項の規定による保育に欠ける子どもの受入れ状況に関する報告を行わなかったとき又は虚偽の報告を行ったとき
 - ・第13条第6項の規定による保育料の届出を行わなかったとき又は虚偽の届出を行ったとき
 - ・第13条第7項の規定による保育料の変更命令に従わないとき。
- ⑥認定申請書に虚偽の記載を行うなど、認定こども園の設置者が不正の手段により認定を受けたとき。
- ⑦その他認定こども園の設置者が学校教育法、児童福祉法、私立学校法、社会福祉法若しくは私立学校振興助成法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。具体的には、以下の規定が該当する。
 - ・学校教育法
 - 第14条 学校の設備、授業その他の事項についての変更命令
 - 第83条の2 学校の名称の使用制限
 - ・児童福祉法
 - 第46条 保育所の設備又は運営についての改善命令
 - 第46条の2 保育所が市町村から保育の実施義務を受けたとき

	の応諾義務
第59条の2	認可外保育施設の届出義務
・私立学校法	
第47条	学校法人の財産目録の備付け及び閲覧義務
第61条	学校法人の収益事業の停止命令
・社会福祉法	
第56条	社会福祉法人の運営の改善命令
第57条	社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止命令
第58条	社会福祉法人に対する補助金の返還命令
第59条	社会福祉法人の財務諸表及び現況報告書等の届出義務
・私立学校振興助成法	
第12条	学校の収容定員の是正命令
第14条	学校法人の財務諸表等の届出義務

[第2項]

- 都道府県知事は、第1項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

[第3項]

- 都道府県知事は、都道府県が設置する認定こども園が第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件を満たさなくなったと認めるときは、同条第3項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

<第11条（関係機関の連携の確保）>

○ 第11条は、関係機関の連携の確保について規定するものである。

[第1項]

- 認定こども園の認定は、その対象である幼稚園、保育所及び認可外保育施設に関する学校教育法、児童福祉法の規定に基づく認可・指導監督とはその趣旨を異にするものであるが、こうした認可・指導監督の権限を有する者は、これらの施設の設置や運営に関し、都道府県知事が行う認定やその取消しに係る判断の基礎となる情報を有している。
- このため、都道府県知事が認定に関する権限を適切に行使できるよう、認定やその取消しを行おうとするときは、あらかじめこうした認可・指導監督の権限を有する地方公共団体の機関に協議しなければならないこととしたものである。
- ただし、当該施設の認可・指導監督の権限を有する者が認定こども園の認定権者である場合には、本条括弧書きにより、こうした協議を要しないこととしている。

(参考) 協議を要する地方公共団体の機関

(1) 学校教育法に基づく幼稚園の認可・監督権者

①市町村立幼稚園については都道府県教育委員会

(なお、指定都市立幼稚園については、設置廃止等の認可を要せず、都道府県教育委員会への届出で足りるが、都道府県教育委員会は一定の場合に指定都市立幼稚園に関し閉鎖命令（学校教育法第13条）及び変更命令（同法第14条）を行う権限を有する。）

②私立幼稚園については都道府県知事

(2) 児童福祉法に基づく保育所の認可・監督権者

①市町村（指定都市及び中核市を除く。）立保育所については都道府県知事

②私立保育所

- ・ 指定都市及び中核市の域外に所在する私立保育所については都道府県知事
- ・ 指定都市及び中核市の域内に所在する私立保育所については当該指定都市又は中核市の長

(3) 児童福祉法に基づく認可外保育施設の監督権者

①市町村（指定都市及び中核市を除く。）立認可外保育施設については都道府県知事

②私立認可外保育施設

- ・ 指定都市及び中核市の域外に所在する私立保育所については都道府県知事
- ・ 指定都市及び中核市の域内に所在する私立保育所については当該指定都市又は中核市の長

[第2項]

- 認定こども園に関する事務を円滑かつ適正に実施していくためには、就学前の子どもに対する教育及び保育に関する事務を行っている地方公共団体の長及び教育委員会が相互に緊密な連携を図りつつ協力することが不可欠であることから、こうした連携協力義務を規定するものである。
- なお、地方自治法第138条の3第2項においては執行機関相互の連携が規定されているが、就学前の子どもの教育・保育等を一体的に提供する新たな枠組である認定こども園制度の実施に当たっては、教育行政と福祉行政の壁を越えた密接な連携を図る必要性が大きいことから、本法律においても特にこうした規定を置くものである。
- 具体的な連携協力としては、地域の実情に応じて様々な内容が考えられるが、利用者や事業者等の視点に立ち、以下のような対応を図られたい。

(参考)【幼稚園・保育所等の認可・監督権者】

	公 立			私 立		
	一般市町村立	指定都市立	中核市立	一般市町村内	指定都市内	中核市内
幼稚園	県教委 (認可・監督)	県教委 (届出・監督)	県教委 (認可・監督)	知事 (認可・監督)		
保育所	知事 (届出・監督)	— (設置者行政)		知事 (認可・監督)	指定都市長 (認可・監督)	中核市長 (認可・監督)
認可外保育施設	知事 (届出・監督)	— (設置者行政)		知事 (届出・監督)	指定都市長 (届出・監督)	中核市長 (届出・監督)

◆ 協議の相手方

i) 知事が認定権者の場合

	公 立			私 立		
	一般市町村立	指定都市立	中核市立	一般市町村内	指定都市内	中核市内
幼稚園	都道府県教育委員会			—		
保育所	—			—	指定都市長	中核市長
認可外保育施設	—			—	指定都市長	中核市長

ii) 都道府県教育委員会が認定権者の場合

	公 立			私 立		
	一般市町村立	指定都市立	中核市立	一般市町村内	指定都市内	中核市内
幼稚園	—			知事(※)		
保育所	知事(※)	—		知事(※)	指定都市長	中核市長
認可外保育施設	知事(※)	—		知事(※)	指定都市長	中核市長

(※) 保育所等に係る監督権限が教育委員会に委任されている場合には協議不要

[具体的な連携協力の内容]

1 利用者の視点から

- 今般の認定こども園は、幼稚園や保育所あるいは認可外保育施設のうち、
 - ①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、すなわち保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能
 - ②地域における子育て支援を行う機能を備える施設を認定する仕組みである。

- 利用者の視点に立てば、こうした認定こども園を含む就学前の教育・保育や子育て支援について、
 - ①十分な情報を得た上で、自らのニーズに最適な施設やサービスの選択を行うこと
 - ②サービスの利用開始後も、相談や苦情に的確な対応が行われることが求められている。

- 従来から、児童福祉法の規定等により、
 - ①市町村は、保護者が最適な支援を総合的に受けられるように、幼稚園の預かり保育を含む子育て支援の体制整備に努めることとされ、
 - ②また市町村等は、認可保育所や認可外保育施設の運営状況等に関する情報提供等を行うこととされている。

(参考)

・児童福祉法第21条の26

市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

・児童福祉法第21条の29第1項

市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあったときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

・児童福祉法第24条第5項

市町村は、第1項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

・児童福祉法第59条の2の5第2項

都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第59条の2第1項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

- こうした対応に加え、今般、第11条第2項において、地方公共団体の長及び教育委員会の緊密な連携協力が規定されたことを踏まえ、市町村及び都道府県における就学前の教育・保育や子育て支援に関する事務について以下の対応を図られたい。

なお、こうした対応に併せ、幼保連携課の設置などの関連事務の一本化を行うことも考えられる（ただし、教育委員会の独立性確保の観点から、公立幼稚園に関する教育委員会の権限そのものを移すことはできないことに留意いただきたい）。

＜市町村における対応＞

- 4つの類型に関わらず認定こども園に関し市町村において一義的な責任を負う部局を決定すること。

- 利用者や住民からのサービス利用に関する相談や照会への対応について、従来から設置している窓口に加え、

① 4つの類型に関わらず統一的な認定こども園に関する窓口

② 認定こども園に限らず、幼稚園、保育所、認可外保育施設を含む就学前の教育・保育に関する総合的な窓口

③ 認定こども園における子育て支援に限らず、幼稚園や保育所、認可外保育施設といった施設、さらにはこうした施設以外の場で提供されるサービスを含む就学前の子育て支援に関する総合的な窓口

を設置すること。

なお、これらの窓口については、一本化されていることが望ましい。

※ この場合における「窓口の設置」とは、住民・利用者に対して、当該事務について一義的な連絡先等を明示することを意味する。行政内部では、多様なサービス・事務について、それぞれ担当部局が存在するが、住民や利用者がこうした担当部局間をたらい回しにされない対応が重要である。

- 利用者や住民に対する広報やホームページを含む情報提供について、

① 認定こども園に限らず、幼稚園、保育所、認可外保育施設を含む就学前の教育・保育に関する総合的な情報提供

- ②認定こども園における子育て支援に限らず、幼稚園や保育所、認可外保育施設といった施設、さらにはこうした施設以外の場で提供されるサービスを含む就学前の子育て支援に関する総合的な情報提供を行うこと。

<都道府県における対応>

- 基本的には上記の市町村における対応と同様に、4つの類型に関わらず認定こども園に関し市町村において一義的な責任を負う部局を決定するなどの対応を行うとともに、必要に応じて連絡調整を行うことができるよう、各市町村の認定こども園担当部局を的確に把握すること。
- なお、本制度の円滑な施行を図るためには、都道府県及び市町村においては、4つの類型に関わらず認定こども園に関し一義的な責任を負う部局を決定することが重要であり、今後の本制度に関する国（文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室）からの情報提供については、当該部局に一元的に行うこととする。

2 事業者（施設）の視点から

- 今般の認定こども園は、幼稚園や保育所あるいは認可外保育施設のうち、
 - ①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、すなわち保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能
 - ②地域における子育て支援を行う機能を備える施設を認定する仕組みである。

- この認定こども園の認定等は、第3条の規定により都道府県知事（一定の場合には都道府県教育委員会）の権限とされているが、認定を受ける施設やその設置主体に関する認可・指導監督、財政措置等については、こうした施設や設置主体の態様に応じて権限等を行使する者が異なっている

- 事業者（施設）の視点に立てば、認定時・認定後のいずれにおいても、本法に規定する権限だけでなく、認定を受ける施設やその設置主体に関する権限等も含めて認定こども園に関する権限が、これらの権限を有する部局間の適切な調整により一体的に行使され、事業者（施設）に過重な事務負担が生じることのないようにすることが求められる。

- このため、今般、法第11条第2項において、地方公共団体の長及び教育委員会の緊密な連携協力が規定されたことを踏まえ、市町村及び都道府県における就学前の教育・保育や子育て支援に関する事務について以下の対応を図られたい。

<事業者（施設）からの相談や照会への対応>

- 認定前及び認定後のいずれにおいても、事業者（施設）からの認定こども園に関する相談や照会に的確に対応できるよう、4つの類型に関わらず市町村及び都道府県にそれぞれ統一的な認定こども園に関する窓口を設置すること。

- その際、
 - ①例えば認定こども園の認定など、都道府県が権限を有する事項について、市町村が相談等に応じた場合には、的確に都道府県担当部局に連絡を行うとともに、
 - ②保育の実施に係る事項など、市町村が権限を有する事項について都道府県が相談等に応じた場合には、的確に市町村担当部局に連絡を行うなど、市町村と都道府県が緊密な連携を図ること。

- このため、都道府県と市町村間で、相互に認定こども園担当部局を的確に把握すること。

<認定時における対応>

(1) 認定と認可

①既存施設（幼稚園、保育所又は認可外保育施設）が認定のみを受ける場合

- 第11条第1項の規定により、都道府県知事が認定こども園の認定を行おうとするときは、あらかじめ申請施設に関する認可・指導監督等の権限を有する地方公共団体の機関（以下「認可・指導監督機関」という。）に協議することとされている。
- この協議の円滑な実施を図るとともに、申請施設の便宜にも資する観点から、認可・指導監督機関が都道府県知事とは異なる施設については、認可・指導監督機関（都道府県教育委員会、指定都市・中核市市長）経由でも認定の申請を行うことができるよう、必要な調整を図られたい。

②認定と認可を同時に受ける場合

- ①と同様に、認可・指導監督機関が都道府県知事とは異なる施設については、認可・指導監督機関経由でも認定の申請を行うことができるよう、必要な調整を図られたい。
- また、こうした認可・指導監督機関が都道府県知事とは異なる施設については、
 - ・ いずれか一つの機関を施設との連絡窓口とする
 - ・ いずれか一つの機関を相互の連絡調整責任者とする
 - ・ 認定と認可に係る申請書類等の共用化を図るなど、関係機関が密接に連携協力し、認定や認可に関し、施設に過重な事務負担が生じることのないよう配慮されたい。

(2) 施設整備費助成に関する事務

- さらに、認定こども園の認定に際して、認可幼稚園又は認可保育所の施設整備を伴う場合、事業者（施設）は認可・認定の申請を行うほか、補助金の申請を行う場合がある。
- こうした施設整備費助成としては、
 - ①公立幼稚園の場合は、「安全・安心な学校づくり交付金」により、市町村教育委員会による公立幼稚園整備に必要な経費の一部を国が交付し、
 - ②私立幼稚園の場合は、「私立幼稚園施設整備費」により、私立幼稚園に対して国が助成を行い（事務は、国から委任を受けた都道府県が処理）、

③私立保育所の場合は、「次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「次世代交付金」という。）」により、市町村による私立保育所整備に必要な経費の一部を国が交付している。

○ このため、公立幼稚園又は私立保育所の施設整備を伴う場合には、市町村経由でも認定こども園の認定の申請が行うことができるよう、必要な調整を図られたい。

○ また、認定こども園の認定権者である都道府県知事、認可・指導監督機関、補助金事務の実施主体が異なる施設については、

- ・いずれか一つの機関を施設との連絡窓口とする
- ・いずれか一つの機関を相互の連絡調整責任者とする
- ・認定、認可、補助金に係る申請書類等の共用化を図る

など、関係する機関が密接に連携協力し、施設に過重な事務負担が生じることのないよう配慮されたい。

○ なお、私立幼稚園施設整備費については、都道府県による市町村への事務委任を認めることとしており、私立の幼保連携型認定こども園について、私立幼稚園施設整備費及び次世代交付金の助成を受けて施設を設置する場合には、市町村で一元的な対応を図り、施設が、

①市町村に対して、

②可能な限り共通の資料を共用化した申請書類を提出すれば、対応が図られるようにされたい。

なお、具体的な事務手続き等については、今後示すこととしている。

<認定後における対応>

(1) 補助金（運営費）に関する事務

○ 認定こども園に対する国の財政措置は、幼稚園・保育所の認可を受けた施設に対してのみ行うこととしており、

①幼稚園については、

・「私学助成」により、都道府県による学校法人に対する助成の一部を国が補助するとともに、

・「幼稚園就園奨励費補助金」により、保護者に対する市町村教育委員会による保育料減免に必要な経費の一部を国が補助

②保育所については、「保育所運営費負担金」により、保育所における保育の実施に関する市町村の支弁の一部を国が負担している。

- 幼保連携型の認定こども園については、幼稚園に関する財政措置と保育所に関する財政措置の双方が行われることから、事業者（施設）の事務負担の軽減に資するよう、私学助成に関する事務の市町村への委任を認めることとしており、補助金（運営費）に関する事務について、市町村で一元的な対応が図られるようにされたい。

(2) 指導監督に関する事務

- 認定こども園については、
 - ①第7条の規定による変更の届出
 - ②第8条の規定による報告の徴収等
 - ③第10条の規定による認定の取消が認定権者である都道府県知事の権限として規定されている。

- 同時に認定こども園の認定対象となる施設（幼稚園、保育所又は認可外保育施設）については、
 - ①幼稚園は、私立学校振興助成法第12条の規定による報告徴収等
 - ②保育所は、児童福祉法第46条の規定による報告徴収等
 - ③認可外保育施設は、児童福祉法第59条の規定による報告徴収等といった指導監督の対象となるが、これらの権限を有する者は必ずしも認定権者である都道府県知事と一致するものではない。

- また、こうした施設の設置主体の多くを占める学校法人や社会福祉法人については、
 - ①学校法人は、私立学校法第6条の規定による報告書提出
 - ②社会福祉法人は、社会福祉法第56条の規定による指導監督といった指導監督等の対象となるが、これらの権限を有する者も必ずしも認定権者である都道府県知事と一致するものではない。

- このため、こうした認定こども園に関する様々な権限の行使に当たっては、事業者（施設）にとって過重な負担が生じることのないよう、例えば監査はスケジュールを調整して合同で実施するなど、権限の一体的行使が行われるよう所要の調整を図られたい。

3 地方自治体の視点から

- 認定こども園制度を円滑に施行するためには、地方自治体の事務負担の軽減、ひいては利用者や事業者（施設）の便宜に資するよう、国においても文部科学省と厚生労働省の連携協力を強化する必要がある。

- このため、国においては文部科学省・厚生労働省両省に幼保連携推進室を設置し、
 - ①認定こども園に関する国民、地方自治体からの照会への一元的な対応
 - ②幼保連携型認定こども園を中心とする補助金（施設整備費、運営費）事務の調整等を行うこととしている。

- 例えば、具体的な手続きについては今後示すこととしているが、施設整備費助成については、私立の幼保連携型認定こども園について、私立幼稚園施設整備費及び次世代交付金の助成を受けて施設を設置する場合には、市町村で一元的な対応を図り、施設から、
 - ①市町村の認定こども園担当に対して、
 - ②可能な限り共通の資料を共用化した申請書類を提出すれば、対応が図られるようにしたいと考えている。されたい。

- なお、本制度の円滑な施行を図るためには、都道府県及び市町村においては、4つの類型に関わらず認定こども園に関し一義的な責任を負う部局を決定することが重要であり、今後の本制度に関する国（文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室）からの情報提供については、当該部局に一元的に行うこととする。

<第12条（学校教育法の特例）>

- 第12条は、認定こども園に関する学校教育法の特例を定めるものである。
- 幼稚園は、満3歳から小学校就学前までの幼児を受け入れて保育を行い、幼児の心身の発達を助長することを目的とする施設であり、満3歳未満の幼児など園児以外の幼児とその保護者に対する子育て支援については、幼稚園の業務としての位置付けはなく、設置者が幼稚園の施設を活用し、附帯的な業務として行っているものと整理されている。
(税法においても、幼稚園が行う子育て支援は、学校教育法上の位置付けがないため、幼稚園の主たる活動に該当しないものとして課税関係の整理が行われている。)
- しかしながら、認定こども園の認定を受けた幼稚園については、園児に対する教育・保育の提供とともに、満3歳未満の子どもなど園児以外の子どもとその保護者に対する子育て支援事業を幼稚園の本来的な業務として行うものであり、この点を法律上明確にするため、学校教育法の関係規定について所要の読替えを行うものである。

○ 第13条は保育所の利用手続き等に関する特例を定めるものである。

1 現行制度の概要

○ 現在の保育所の利用手続きについては、

- ①市町村は、保護者の労働等により保育に欠ける児童について、保護者から申込みがあったときは、保育所において保育しなければならない（児童福祉法第24条第1項）、
- ②この申込みについては、保護者は入所を希望する保育所を記載した申込書を市町村に提出することにより行うこととし（同条第2項）、
- ③市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所希望児童の全てが入所する場合には適切な保育の実施が困難となる等のやむを得ない事由がある場合には、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができるとともに（同条第3項）、
- ④保育所は、市町村からの保育の実施のための委託について、正当な理由がない限り応じなければならない（第46条の2）。
こととされている。

○ その上で、

- ⑤保育所における保育の実施に要する費用は基本的に市町村の支弁とされ（児童福祉法第51条第4号・第4号の2）、
- ⑥この支弁を行った市町村は、「保育の実施に要する費用を保護者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額（＝応益負担を原則としつつ、負担能力を考慮した額）」を保護者から徴収することができる（同法第56条第3項）、
こととされている。

2 認定こども園の認定を受けた保育所に関する特例の趣旨と概要

○ 保育に欠ける子どもによる保育所の利用以外は、幼稚園を始め利用者と施設の直接契約により利用する仕組みとなっている。

今般制度化される認定こども園は「保育に欠ける子ども」と「保育に欠けない子ども」の双方が利用することから、利用者にとって分かりやすい利用手続きとなるよう、認定こども園の認定を受けた保育所については、施設と利用者による利用施設の決定、施設による利用料の決定・徴収など、以下のような利用手続きの特例を設けるものである。